

行動規範

(適用対象者)

1. この規範は、当社の全役職員（出向受入社員、派遣社員を含む）に適用されます。
2. 業務委託先が当社に常駐社員を置く場合、常駐社員にこの規範を遵守させるよう業務委託先に要請します。

(法令の遵守及び人権の尊重)

1. 国際社会の一員としての自覚を持ち、内外の法令を遵守します。また高い企業倫理と社員倫理を保ち、社会人としての良識と責任をもって行動します。
2. 各国の文化、習慣、歴史をよく理解し、これを尊重します。
3. 人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害などに基づく差別をしません。

(健康的で働きやすい職場環境の整備)

1. 豊かな個性と多様性を持つ当社役職員が、その能力を十分発揮できるよう、お互いに相手の人格及び個性を尊重すると共に自由に意見を交え開かれた明るい職場環境を作ります。
2. 性的嫌がらせ、または他人に性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為をしません。
3. 公序良俗に反する行為などにより、職場の健全な風紀、環境、秩序を乱しません。また雇用契約関係上の地位と職権を利用した嫌がらせを絶対にしません。
4. 妊娠・出産・育児休業等に関する嫌がらせをしません。

(公正な事業活動)

1. 常に公正、透明、且つ自由な競争を促進し、適正な取引を実行します。

(利益相反の回避)

1. 競業他社や取引先のために働き、また自分のために会社と取引するなど、会社と利害が対立すること、そのように看做されることは行いません。

(過度な贈答・接待の禁止)

1. 公務員またはこれに準ずる者に対し、その職務に関し金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しません。
2. 外国の公務員またはこれに準ずる者に対し、営業上の不正の利益を得るために、金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しません。
3. 取引先等の役職員に対し社会通念を超える金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与しません。また、取引先等の役職員から社会通念を超える経済的利益を受領しません。

(情報セキュリティの徹底)

1. 会社の秘密情報、顧客情報、及び個人情報 は 厳重に管理し、会社の業務遂行上必要な場合、その他正当な理由がある場合を除きこれを第三者に開示又は提供せず、また会社の業務以外の目的のために使用しません。また、個人のプライバシーを尊重し、不当に侵害しません。
2. 第三者から開示を受けた秘密情報も会社の秘密情報と同様に取扱います。
3. コンピュータソフトウェアの無断コピーなど他人の知的財産権を侵害する行為をせず、会社の知的財産権の保護に努めます。

(適切な情報開示)

1. 投資家保護のために法令または証券取引所の規則により定められた会社情報の積極的且つ公正な適時開示を行います。
2. 投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす当社や取引先等の重要事実を知った場合は、その事実が公表されるまでは、インサイダー取引を行いません。

(適切な会社資金の管理と会計報告等)

1. 会社の資金、資産は適切に管理し、正当な業務目的にのみ使用します。簿外の資金、資産は保持しません。
2. 会計報告、会計処理は法令、社内規則等に基づき正確性を常に確保し、適時・適切に行います。

(献金・寄付等)

1. 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際は、政治資金規正法などの関係法令を遵守し、正規の方法に則って行います。

(社会貢献)

1. 良き企業市民として地域社会や国際社会との調和を図り、ステークホルダーとの信頼関係を築き、企業価値の持続的向上を図ると共に、豊かで住み良い地域社会や国際社会の実現のため積極的な社会貢献を推進し、持続可能な社会の創造に努めます。
2. 経済的な貢献のみならず従業員の参画も視野に入れ、「国際交流（地域貢献）」、「教育（人材育成）」、「環境」を重点領域と定め、グローバル連結ベースでの浸透を図ります。

(環境保全への取り組み)

1. 地球環境保全への積極的な関わりと配慮を重要な経営課題と捉え、環境法令、法的規則を遵守しつつ、ひとり一人が環境への優しさに根ざして行動し、環境と調和した事業活動を実践することに努めます。

(反社会的勢力への対応)

1. 総会屋、暴力団等の反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応します。
2. 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引もしません。

(金融犯罪への対応)

1. マネー・ローンダリング防止及びテロ資金供与防止の重要性を認識し、法令及びガイドラインを遵守しつつ、マネー・ローンダリング等の防止態勢を整備します。
2. マネー・ローンダリング等防止の目的達成のため、取引時確認手続を適時・適切に行うとともに、疑わしい取引を検知した場合には、法令に則り速やかに対応します。

(報告及び処分)

1. 役職員は、この行動規範に違反する行為を発見したときは、当社の内部通報制度規程に規定されている窓口に報告・相談します。
2. 調査により、違反行為が明らかとなった場合、違反者及びその監督責任者は、社員就業規則などに基づく懲戒処分の対象となることがあります。
3. 会社は、違反行為に関する報告・相談を行った役職員や事実調査に協力した役職員に対して、そのことを理由として、不利な扱いを行わず、各職場においてそのような取扱いが生じないよう最善の注意を払います。